FFAC ステップアップ助成プログラム審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、FFAC ステップアップ助成プログラム要綱(以下、「要綱」という。)第10条に 定める審査会に関し、必要な事項を定める。

(審査会の業務)

第2条 審査会は、本助成の主旨に鑑み、別表1に定める審査項目について、別表2に定める評価基準に基づき審査を行い、審査会案を作成する。

(審査会の構成)

第3条 審査会は、事務局、及びジャンル専門審査員で構成する。

(ジャンル専門審査員)

- 第4条 ジャンル専門審査員は、本市における文化芸術の振興の発展に寄与する活動経験がある者の中から、理事長が委嘱する。
- 2 ジャンル専門審査員の任期は、当該年度の募集開始から3月31日までとする。ただし、再任を 妨げない。
- 3 ジャンル専門審査員が欠けた場合は、補欠のジャンル専門審査員を委嘱することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 ジャンル専門審査員は、審査終了後ジャンル専門アドバイザーとして、交付決定となった助成対象活動の視察と評価を行う。
- 5 前各号の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(開催時期)

第5条 審査会は、必要に応じて開催する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほかに、助成金の交付に関し必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

(1) 共通項目

- ① 助成の対象となる団体・個人か
- ② 助成の対象となる活動か
- ③ 助成の趣旨・目的に合致する活動内容か

(2) 助成の種類別項目

①文化芸術普及活動助成

■ì	■活動内容について審査		
1	発信性	文化芸術の魅力を発信し、市民の文化芸術への関心を高め、裾野を広げるもの	
2	地域への貢献	(ア)未来の担い手である子どもたちの育成 (イ)共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり (ウ)地域の歴史・文化の継承のいずれかに貢献していると認められるもの (エ)福岡市の魅力向上に資するもの	
■個人・団体について審査			
3	技能性	作品や出演者などの一定以上の技術水準が認められるもの	
4	継続性	文化芸術活動を行う団体・個人としての継続的な活動が期待できるもの	
■総合的に審査			
(5)	助成金活用の効果	助成金活用の効果が高いと認められるもの	

②発展活動助成

<u> </u>	也无限自動助 族		
■清	■活動内容について		
1	創造性	新しい芸術を独自の発想により創り出した活動内容であり、制作や企画、演出 などについての工夫が認められるもの	
2	波及性	市民への高い波及効果が認められ、市民文化の向上をもたらすもの	
3	地域への貢献	(ア)未来の担い手である子どもたちの育成 (イ)共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり (ウ)地域の歴史・文化の継承のいずれかに貢献していると認められるもの (エ)福岡市の魅力向上に資するもの	
■作	■個人・団体について		
4	技能性	作品や出演者などの技術水準が高いと認められるもの	
5	発展性	文化芸術活動を行う団体・個人としての今後の成長・発展をもたらすもの	
■糸	■総合的に審査		
6	助成金活用の効果	助成金活用の効果が高いと認められるもの	

③文化芸術を通した社会課題に係る取組活動助成(社会課題取組助成)

■清	■活動内容について		
1	社会課題解決	目的・対象・効果が明確であり、社会課題の解決に資するもの	
2	波及性	市民への高い波及効果が認められ、市民文化の向上をもたらすもの	
3	地域への貢献	(ア)未来の担い手である子どもたちの育成 (イ)共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり (ウ)地域の歴史・文化の継承のいずれかに貢献していると認められるもの (エ)福岡市の魅力向上に資するもの	
	■団体について		
4	技能性	作品や出演者などの技術水準が高いと認められるもの	
(5)	発展性	文化芸術活動を行う団体・個人としての今後の成長・発展をもたらすもの	
■糸	■総合的に審査		
6	助成金活用の効果	助成金活用の効果が高いと認められるもの	

別表2

(1) 共通項目の評価基準

評価区分	評価基準
\circ	助成対象活動として差し支えない
×	助成対象活動には該当しない

(2) 助成の種類別項目の評価基準

評価区分	評価基準
5点	高く評価できる
4点	ある程度評価できる
3点	普通程度である
2点	あまり評価できない
1点	評価できない